

「教育可能者」と「教育不可能者」のあいだ——ヴァイマル共和国 (1919-1933)における犯罪生物学と「教育可能性」の問題

佐藤 公紀

はじめに——問題の所在

「教育可能性 Erziehungbarkeit」をめぐる問題は、ヴァイマル期ドイツにおいて盛んに議論されたテーマであった¹。この問題は、とりわけ受刑者処遇＝行刑の分野において、受刑者は教育できるのかできないのか、できないとすればどの点でそうなのか、どのような「科学的基盤」をもってそれを正当化しうるのか、といった点をめぐって激しく論じられた。この受刑者教育の問題の背景には、19世紀後半に現われた刑法学一派である近代学派によるパラダイムの転換があった。そこで問題とされたのは、従来の同害復讐という応報刑に代わって、受刑者を社会にとっていかに「無害な・有益な」人間へと「矯正＝教育」するのかということであったが、その制度的な実現は、第一次世界大戦を経た後、ヴァイマル共和国の成立を俟ってはじめて達成された。

他方、19世紀中葉のヨーロッパにおいて犯罪研究の分野で「犯罪の医療化」²といわれる傾向が生じた。その中で、犯罪発生の原因を人間の生物学的特徴に求め、それを自然科学的に説明しようとしたのが、ロンブローゾ(C. Lombroso)の犯罪人類学であった。行刑の領域でも、こうした生物学的犯罪研究を受刑者処遇に活用して、受刑者に関する正確な知識を獲得しようとする気運が強まっていった。しかし、それが、受刑者の「教育可能性」を「科学的」に判断・評価し、「教育可能者 Erziehbare」と「教育不可能者 Unerziehbare」に分類することを目的とする犯罪生物学(Kriminalbiologie)³として広範な広がりを見せるのは、ヴァイマル期においてであった。このように、ヴァイマル期は刑罰領域においてさまざまな変革が行われた時代であった。

本稿は、ヴァイマル期ドイツの行刑分野において激しく議論された「教育可能性」に焦点を当てることによって、犯罪生物学の問題性を検討しようとするものである。従来の犯罪生物学に関する歴史研究は、1923年に他州に先駆けて犯罪生物学を行刑制度内に導入したバイエルン州に着目し、犯罪生物学を用いて受刑者を「教育可能者」と「教育不可能者」とに分類していく処遇の実態を描き出した⁴。そして、後者への分類が、ヴァイマル末期の「[価値の低い者]を犠牲にした[価値ある者]の選別というパラダイム」⁵が支配する中で徐々に増加し、それはナチ期の強制断種政策と強い親和性をもっていた、と指摘した。こうした研究の基底には、ポイカート(D. Peukert)によって提出された考え方があり、ポイカートは、青少年扶助に関する仕事において、「教育可能者への配慮と教育不可能者の排除がともに近代的社会教育学のヤヌスの貌を形づくった」との基本認識に立ち、20年代後半に「教育可能性」をめぐる議論が経済恐慌という「特殊な歴史的情勢」に突き当たったとき、前者の多様

な存在を許容する「差異化」の言説から、後者の「劣等者の駆除」という「浄化」の言説へと転化した、と述べた⁶。「近代の両義性」に注目するこの議論では、ヴァイマル期の言説とナチ期の言説は、多少の変化が認められつつも、連続平面上で捉えられることとなる⁷。

しかし、当時においても「選別のパラダイム」に包含することのできない、多様な議論が存在していた⁸。行刑の分野に限っても「教育可能性」をめぐる激しい議論が行なわれていたし、受刑者の「教育能力」を生物学的・遺伝的特性に還元する犯罪生物学そのものの矛盾も指摘されていた。本稿では、そうした観点から、プロイセン州の犯罪生物学鑑定において導入された「極度教育困難者 *Schwersterziehbare*」という、「教育可能者」、「教育不可能者」のどちらにも属さない概念を検討することによって、「教育可能性」が孕む問題性と犯罪生物学の内在的困難を炙り出し、それを通して「選別のパラダイム」支配の時代にあっても、それと相対立する議論が存在したことを指摘したい。

本論では、まずロンブローゾの理論がドイツにどのように受容されていたのか(一章)、それが犯罪生物学としてヴァイマル期にどのように制度化されていたのか(二章)、実際にどのようにして犯罪生物学が用いられたのか・その際受刑者の「教育可能性」がいかにして議論されていたのか(三章)、そして、それがどのような問題を抱えていたのか(四章)、という議論の過程を踏む。

なお、本報告で使われている行刑に関する用語や精神医学の用語は、当時の文脈を鑑みて、その当時使われていた言葉をそのまま使用している。

1. ロンブローゾの「生来性犯罪者」とドイツにおける受容

19世紀後半のドイツを中心とした犯罪研究の領域では、三つの展開があった。ロンブローゾの「生来性犯罪者」理論の出現、ドイツの刑法改革運動の高揚、ドイツ人精神科医の犯罪への関心とロンブローゾ理論の受容である。本章では、これらが具体的にどのような様相を呈していたのかを、思想的な連関を中心にして概観する。

(1) ロンブローゾの「生来性犯罪者」

犯罪生物学の祖形となった犯罪人類学を生み出したのは、イタリア人医師ロンブローゾであった⁹。彼は1876年に出版した『犯罪者』の中で、「生来性犯罪者」という概念を打ち出している。彼によれば、すべての犯罪者はある一定の身体的特徴(小さな頭蓋骨、後方へ引っ込んだ額、大きな耳など)をもっており、人類の特殊な一変種として特徴づけられ(「先祖がえり」)、その特徴の所有者は必然的に、あらゆる社会環境や個人の意志とは無関係に犯罪者になる、という。これが生まれもつての犯罪者、すなわち「生来性犯罪者」である。このロンブローゾの理論は、個人の感情や行動はその身体的構造によって決定されること、この構造は個人の身体的表面に認識可能な形態として表われ出るということ、この二点にまとめることができる¹⁰。

このようなロンブローゾの発想は当時ではそれほど独創的なものではなかった。

そもそも「生来性犯罪者」は、精神医学の概念であったモレル（B. A. Morel）の「変質」概念¹¹を犯罪研究に導入したものと見なすことができるし、また、ゲリー（A. M. Guerry）やケトレー（A. Quetelet）の犯罪統計学、ガル（F. J. Gall）の人体測定学、そしてダーウィン（Ch. Darwin）の進化論からの強い影響を受けていた¹²。さらに、イギリス人精神科医プリチャード（J. C. Prichard）の「道徳的精神異常」¹³概念のように、犯罪行動の生物学的説明は当時において決して珍しいものとはいえなかった。

しかし、ロンブローゾの「生来性犯罪者」がドイツの犯罪研究の領域に与えた衝撃は、その他の理論よりもはるかに大きかった。その要因として、彼の主張のインパクトの大きさやその折衷主義を挙げることもできるが、最も重要な点は、刑法領域におけるパラダイム変化の只中にあった当時のドイツには、ロンブローゾの主張を受け入れる土壌が存在していたことであった¹⁴。

（2）近代学派

19世紀のドイツは急激な工業化と都市化によって社会の大変革を経験していた。重工業の急速な発展、人口増加と都市への人口集中などを経て、農村を基盤とする前近代的な社会から都市中心の近代社会へと移行していった。こうした社会の変動は、富の不平等な分配や物資の困窮による貧困といった社会問題を生み出し、それにともななって犯罪件数も上昇していった。有罪判決者数は1882年には31万5849人であったが、1890年36万2163人、そして1900年には45万6479人にまで増大する¹⁵。また、この有罪判決者数の内、前科者の占める割合は、1882年に26.1%（8万2292人）であったのが、1890年34.5%（12万4921人）、1895年39.4%（17万2008人）、そして1900年には42.4%（19万3709人）となり、全有罪判決者数の2.3人に1人の割合を占めるようになっていた¹⁶。

こうした犯罪状況を背景に、ドイツの刑法学内では従来の刑事政策やその基盤にあった刑法思想に対する批判が行なわれた。その批判の急先鋒にあったのは、刑法学者リスト（F. v. Liszt）であり、彼を中心とした刑法の改革者集団であった近代学派である。それに対し、従来の刑法学を信奉する人々は古典学派と呼ばれた¹⁷。

近代学派の刑事政策の論点は、リストがマルブルク大学教授就任後はじめて行なった講義「刑法における目的思想」に集約的に示されている¹⁸。この講義において、リストは犯罪者を三つのタイプに分け、それに対応して刑罰が個別的に形成される必要性を説いた。リストによれば、犯罪者は「1）改善能力があり、また改善が必要な犯罪者の改善 2）改善が必要ではない犯罪者の威嚇 3）改善能力のない犯罪者の無害化」¹⁹に分類できる。そして、「痛腫」である「常習犯」の大部分は、将来の犯罪を防ぐために無害化するかわり終身刑（あるいは不定期の拘禁）に処する必要がある、また、改善が必要とされる犯罪者には一年から五年の不定期の拘禁刑——その長さは、社会復帰の進展具合によって決まる——を受けさせ、最後に「機会犯」（偶発的な機会を以て罪を犯した者）とされる初犯者は体系的な改善の必要はないが威嚇の必要がある、とした²⁰。

近代学派とロンブローゾとは、人間の捉え方において共通していた。従来の古典学派における人間のイメージでは、人間は理性的・合理的判断によって行動する主

体であったが、近代学派では、人間はもはや自由で自律的な個人などではなく、多様な個性や性格、異常性や病的傾向をもった、「環境」や「遺伝」によって左右される存在として把握された²¹。したがって刑罰も、犯した罪と同等の刑を一律に科すのではなく、各人の個性に応じて個別に構築されねばならないとされた。反社会的行動を行為者の素質に還元し、その行為者の自然科学的・実証主義的研究を目指すロンブローゾの犯罪人類学も、こうした新しい人間観に立脚していたといえる²²。

しかしこうした共通点をもちつつも、ロンブローゾの犯罪の生物学的研究が刑事司法の内部で一定の地位を占めるようになるまでには、もう一段階経る必要があった²³。次節で見るように、ロンブローゾがドイツの犯罪研究に受容されるのに必要だったのは、精神科医たちの仕事であった。

(3) 精神科医によるロンブローゾの受容

ロンブローゾの理論はドイツに紹介されるや、その多くは彼に批判的なものではあったが²⁴、大きな反響を呼んだ。ただし、ロンブローゾの犯罪人類学に関心をもったのは、刑法学者ではなく精神科医たちであった。これらの精神科医の中でロンブローゾの理論のドイツでの受容に大きな役割を果たしたのは、クレペリン(E. Kraepelin)とアシャッフエンブルク(G. Aschaffenburg)であった。本節では、この二人の思想を、ロンブローゾの理論に関わる限りにおいて検討しよう。

クレペリンは当初から刑事司法の領域に強い関心を示していた。それは、彼の最初の著作のタイトルが『量刑の廃止』(1880)であることから窺うことができる²⁵。クレペリンは、この著作において、犯罪と精神病とは同じ状態ではないが、同じように「治療」されるべきであり、刑罰施設は精神病院のように、これらの「精神劣等者」²⁶を「処遇＝治療」する場所として再編成される必要があると述べた。クレペリンはロンブローゾの理論を高く評価していたが²⁷、ロンブローゾと違って、身体的特徴と犯罪とのあいだに有意の関係性を認めず、多くの犯罪者は精神的に「欠陥」のある「精神劣等者」——その中には「乞食」、「浮浪者」、扶助受給者なども含まれる——であるとした。いわば、クレペリンは、ロンブローゾの「生来性犯罪者」から人類学的意味合いを脱色して、純粋に精神医学的な解釈を施したといえる。

このクレペリンによる犯罪者の精神医学的研究を受け、彼の教え子であったアシャッフエンブルクは1903年に、その後30年にわたって犯罪学のスタンダードワークとなる著作『犯罪とその撲滅』を出版する²⁸。アシャッフエンブルクは、「社会的原因は犯罪へのきっかけを与えるが、大部分の人間が安定しているのに対して、その他の人間は、時には早く時にはゆっくりと屈する。したがって、どういった個人の特徴がその社会的な抵抗力を犯罪者になるほどまでに弱めるのか、詳細な観察が必要なのである」と述べ、犯罪の社会的要因と個人の犯罪への「抵抗力」を強調した²⁹。社会的要因には、アルコール、社会環境、教育、職業、年齢、家庭環境の状況などが含まれた。

アシャッフエンブルクの見解は、一方で、犯罪者は認識可能な身体的スティグマによって区別できるとするロンブローゾに対して、環境によって誰でも犯罪者となりうるとした点で対立するものであった。しかし、他方で、環境に対する個人の抵抗

力も問題とし、例えば、有害な環境によって精神に損傷を受けて生じる「知的な劣等」のために、「変質者」は犯罪を行なう可能性がある、と述べた。このアシャッフエンブルクの、環境によって変質した犯罪者という像は、最終的には生物学的特性が犯罪行動を誘発するとした点で、「生来性犯罪者」と通じる点があった。後にこのアシャッフエンブルクの犯罪理解は、生物学的特性と環境要因の相互作用の結果としての犯罪という、ヴァイマル期に広く受け入れられた犯罪者像を導くこととなる。

アメリカ人ドイツ史家ウェッツェル (R. F. Wetzell) が「クレペリン・パラダイム」(内因的な道徳的欠陥の発露としての犯罪)と「アシャッフエンブルク・パラダイム」(環境的要因と個人の抵抗力の結果としての犯罪)と呼んだこの二つの潮流³⁰は、ロンブローゾの「生来性犯罪者」をドイツの犯罪学内に定着させるのに大きな役割を果たした。前者においては、「生来性犯罪者」の精神医学的解釈によって、後者においては、「生来性犯罪者」そのものは否定されたものの、生物学的要因と環境的要因の相互作用の産物としての犯罪という、いわば穏当な見解によって、犯罪の生物学的要因を犯罪学内に受け入れやすいようにしたといえるのである³¹。

2. ヴァイマル期における行刑改革と犯罪生物学の展開

(1) 有罪判決者数の増大

前章で確認したように、第一次大戦前のドイツでは、犯罪生物学の祖形となったロンブローゾの犯罪人類学が、ドイツ刑法学内におけるパラダイム転換によって受容の思想的土壌が形成され、また、クレペリンやアシャッフエンブルクによって理論が洗練化されることによって、犯罪学内で一定の場所を占めるようになった。しかし、犯罪生物学が現実には制度化されるようになるまでには、社会の側からの刑罰制度改革の要求を俟たねばならなかった。

第一次大戦後のドイツでは、有罪判決者数が急激に増大していく。第一次大戦前の1912年に57万3976人にまで達した有罪判決者数は、戦争に突入すると28万7535人(1915年)、28万7500人(1916年)と一旦減少するが、戦争終結後の1919年に34万8247人、1921年に65万1148人と急増し始める。そして、破壊的なインフレーションによるルール占領といった事件が続出した1923年には、83万3902人という過去最高の有罪判決者数を記録するまでに至る³²。

こうした有罪判決者の増大を契機として、再犯者率の増大を効果的に防ぐ手段として、監獄制度および行刑の改革の要求が高まっていった。行刑改革はすでに第一次大戦前から試みられていたが、戦争によって中断され、頓挫していた。戦後施行されたヴァイマル憲法では、行刑に関する規定(第7条第3項、12項、第14項1号、第15項1号)が設けられ³³、また、1919年に新しい刑法典の草案が公表されるにともなって全国統一の行刑法を完成させる気運も上昇し、改革の推進力となった。

(2) 行刑制度改革と「自由刑の執行に関する諸原則」

このような情勢のもと、当時の司法大臣ラートブルッフ (G. Radbruch) は、

1922年6月に行刑指針に関する協議を行なうために、各州の行刑担当官をヴァイマルに招集し、統一の行刑指針の制定について議論した。この協議で州の代表者たちはさまざまな点で対立したが、最終的に統一原則を作成することで一致した。こうした取り組みを経て、1923年6月7日、州政府間の協定として「自由刑の執行に関する諸原則」(以下、1923年原則)が定められた。

この原則で注目すべきは、ドイツではじめて教育刑の原則が文言化されたということと、それを制度面で実現する「段階行刑 Stufenvollzug, Strafvollzug in Stufen」制度の導入が定められたことである。1923年原則の第48条には、「自由刑の執行を通して、受刑者は、必要な限りにおいて、労働と秩序に慣れ、彼らが再び罪を犯さないように、道徳的に強固なものとなるべきである」という文言が盛り込まれ、教育刑による受刑者の社会復帰という目的が明確化された³⁴。

段階行刑については、1923年原則130条で次のように定められている。

より長期の刑では、段階行刑が努められるべきである。行刑は、受刑者に対して、彼の意志を緊張させ、制御しうるように思われる目的を彼に課すことを通して道徳的向上を求めるべきである。段階行刑は、行刑がその都度受刑者の内的変化の進捗にそってその厳格さを奪い、種類と程度に応じて徐々に高められる優遇措置によって緩和され、最終的に受刑者が自由への移行を準備するまでに軽減される、ということを基礎にして構築されるべきである³⁵。

段階行刑制度とは、受刑者の社会復帰の観点から、より上位の段階にある受刑者に対してより大きな自由や優遇措置を付与するというものであるが、教育刑を具体的に実施する制度として当時広く認知されていた。

この規定が定められて以降、1923年原則以前に段階行刑をすでに導入していたバイエルン州を別にして、チューリンゲン州、ザクセン州、プロイセン州、バーデン州など各州が段階行刑を導入し、教育刑を制度化していった³⁶。

(3) 犯罪生物学の制度化

以上のような教育刑の明確化・段階行刑の導入と並行して、犯罪生物学が各州の監獄内に採り入れられていくこととなる。その際特定の個人のイニシアティブが大きな役割を果たした。バイエルン州では1923年に監獄医フィーアンシュタイン(Th. Viermstein)のイニシアティブによって「犯罪生物学機関」が設立され、ザクセン州では1925年に社会衛生学者フェッチャー(R. Fetscher)の指導のもとで「遺伝生物学検索カードシステム」が構築された。こうした流れを受けて、1929年にはプロイセン内務省通達によってプロイセン州の監獄に「犯罪生物学研究所」を設置することが定められた。さらに、このような趨勢を受けて、フィーアンシュタイン主導によって「犯罪生物学会」が設立されるにまで至る。

段階行刑制度は、第一義的には受刑者を社会復帰させ、釈放後にふたたび犯罪を犯さないよう矯正・改善することを目的としていたが、受刑者をその教育能力に即

して段階別に分類しようとする点で、受刑者の「教育可能性」を確定し、「教育可能者」と「教育不可能者」とに分類しようとする犯罪生物学と、一定の親和性があった³⁷。

3. バイエルン州の犯罪生物学と「教育可能性」をめぐる問題

(1) バイエルン州の犯罪生物学

では、具体的に犯罪生物学は監獄内でどのように用いられていたのだろうか。以下では、他州に先駆けていち早く犯罪生物学を導入したバイエルン州を例に見てみたい。

すでに1921年11月3日に段階行刑を導入していたバイエルン州では、1923年原則が成立した一ヵ月後の1923年7月7日に、新しい段階行刑の導入と犯罪生物学研究を導入する閣議決定が下された³⁸。

この段階行刑制度の目的は「受刑者の改善の意志を呼び覚まし、強め、彼らの道徳的向上を促し、それによって、受刑者を再犯から守るにまったく十分な内的な沈潜と変化を呼び覚ますこと」³⁹に置かれた。バイエルン州の段階行刑は三つの段階からなり、すべての受刑者はさしあたって第一段階に入れられた。施設内での振舞い如何で段階の上昇が可能となり、その認定は所長、教師、聖職者、医師などから構成される「職員会議」によって決定された。第一段階では、「処遇は厳粛に、規律は厳格でなければならない」とされ⁴⁰、刑罰の応報的性格に重点が置かれた。第二段階へは、「非の打ち所のない」服役態度の受刑者が昇進できた。第三段階に至っては、受刑者は「行刑から厳格さが取り除かれた自由」を享受できるとされた。

受刑者の犯罪生物学鑑定は第一段階で行なわれた。フィーアンシュタインの指導のもとにあった犯罪生物学機関は、「改善能力のある、教育的な影響に開かれた受刑者は、あらゆる環境において改善不可能の受刑者、常習犯、際立った犯罪的な信念をもった受刑者から隔てられ、改善可能な受刑者もある特定の観点にそって集団に分ける」ことをその課題とした⁴¹。

犯罪生物学鑑定を受けた受刑者の数は、1926年10月までに2000人、1927年に4435人、1928年に5567人、1930年には7355人に達した⁴²。「改善能力ある」受刑者と「改善不可能」の受刑者の内訳は、1928/29年では68%と32%、1929/30年では63%と37%、1930/31年では51%と49%、1931/32年では38%と62%と記録されている⁴³。

受刑者の評価は、受刑者自身によるアンケートに基づいて行なわれた。フィーアンシュタインが積極的に作成に関わった「医師による刑務所新入所者の調査アンケート」では、受刑者自身、両親、祖父母、叔父、叔母、兄弟といった「家族の年齢、死因、飲酒癖、犯罪、学歴、社会的行動、精神的・心的素質（体質タイプ、反応様式）」に関する情報が記録され、それに基づいて調査者である医師が教育可能か教育不可能かの「社会的予後」⁴⁴を下すと規定された⁴⁵。

こうした、自身や家族・親族に注目し、その「遺伝的な負担」を確定しようとするアンケートは、バイエルン州犯罪生物学鑑定では専ら受刑者の遺伝的特性を基にし

て「改善可能性」の確定が行なわれていたことを示している。バイエルン州の犯罪生物学は、一方で「遺伝生物学－人種衛生学のヴァリアント」と評され⁴⁶、フィーアンシュタインの個人的信条に基づくイニシアティヴが大きかったといえるが、他方で「教育」による改良と「選別」による排除という二つの側面をもつ「近代的行刑モデル」の両義的な特徴を典型的に示していたといえる。

(2)「教育可能性」の問題とバイエルン州犯罪生物学への批判

しかし、犯罪生物学による「教育可能性」の境界画定、あるいはバイエルン州の犯罪生物学で見られた遺伝的特性による「教育可能者」「教育不可能者」の分類をめぐっては、さまざまな議論が存在していた。

例えば、ハンブルクの青少年部局の主任医師フィリンガー(W. Villinger)は、「教育可能性」を次のようにまとめている⁴⁷。フィリンガーによれば、「教育可能性」とは「可変の値の機能」であり、素質、教育への態度、環境によって無数のパターンが生じ、「教育可能性」を一義的に定めることはできない、という。そして、純粋な「教育不可能者」は存在せず、実際の行刑の処遇では、「場合によってのみ、すなわち厳密に個人のほぼすべての問題にされねばならないモメントを顧慮した上でのみ、決定されうる」とし、「教育可能者」と「教育不可能者」の確定は現場の判断に委ねた。また、犯罪原因としての素質と環境の問題について総括した精神科医のルクセンブルガー(H. Luxenburger)によれば、「純粋な素質犯罪者も純粋な環境犯罪者も存在」せず、「犯罪は、素質と環境の反応の産物」であるため、犯罪撲滅には、「一方での犯罪を誘発する前提のあり方と重要性の認識、ならびに、他方での積極的または抑制的な環境要因の明確な洞察」が必要だとして、犯罪生物学の素質要因への偏りを批判した⁴⁸。このように犯罪原因を素質に求めるか環境に求めるかは、当時の犯罪学では「極めつけの争点」(アシャッフエンブルク)⁴⁹であり、素質要因を一面的に強調する犯罪生物学には異論も多かった。

批判は、バイエルン州の制度にも向けられた。教育学者ボンディ(C. Bondy)によれば、受刑者の「教育可能性」は教育手法に左右されるものであり、それは受刑者の「人格」の外にある要素によって決定されると論じ、バイエルン州では、「教育可能性」という「非常に疑わしい概念」に対して「論争の多い、不完全な理論を適用するという、不適切な方法」が用いられていると述べた⁵⁰。また、法学者ジーファーツ(R. Sieverts)は、バイエルン州の犯罪生物学鑑定データの、精神医学の訓練を受けていない行政官僚や教師や教教師によって行なわれているため、信用できないと批判した⁵¹。このように、バイエルン州の犯罪生物学で強調されたような、犯罪原因としての遺伝や素質の強調、それによる「教育可能者」と「教育不可能者」の分類は、当時においてもすでに異論が存在していた。

こうした批判を鑑みて、プロイセン州では、1929年に犯罪生物学を監獄制度内に導入する際に、「教育不可能者」という言葉を避け、「極度教育困難者」という概念を採用した。その辺りの経緯について、医師ヒュヴェルドープ(R. Huëveldop)は次のように述べている。「法律違反者にとって極めて大きな意味をもつ、教育可能か教育不可能かについての決定は、極めて用心深く、慎重に下されねばならない。プロイ

センの段階通達は、「教育不可能」という名称をさけて、極度教育困難者について語っている。通達はいかなる受刑者も見放すことはないし、彼らの内に、見放されているという考えを広めるつもりはない⁵²。

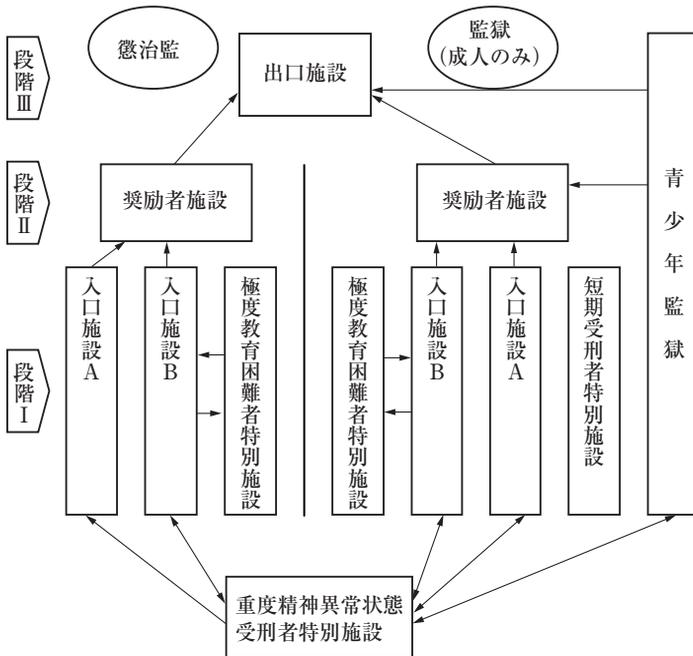
こうして、「教育不可能者」に代わって「極度教育困難者」という分類を導入することとなったプロイセン州では、現実の受刑者処遇において、受刑者の遺伝的特性に関心を集中させていたバイエルン州の犯罪生物学機関では問題とされなかった困難に直面することとなる。次節では、プロイセン州の犯罪生物学鑑定において一体何が問題となっていたのかを、「極度教育困難者」の史料を用いて検討したい。

4. プロイセン州の犯罪生物学と「極度教育困難者」

(1) プロイセン州における犯罪生物学の制度化

プロイセン州ではすでに1925年に段階行刑制度に関する規定を設け、教育行刑が実行されていた。しかし、その規定には「刑罰の害悪」という応報的要素も残存しており、そのことについてすでに批判がなされていた⁵³。そうした批判を受けて、1929年6月7日に「プロイセンにおける段階行刑に関する通達」が出され、それを受けた形で1930年7月30日にプロイセン司法省から監獄制度に関する一般通達が発された。これによって、段階行刑のより厳密な分類が規定され、教育刑の目的が前面に押し出されるとともに⁵⁴、プロイセン州での犯罪生物学鑑定の導入が定められた。犯罪生物学鑑定の目的は、「受刑者の心理的肉体的構造、処罰されるべき行動の原因、ならびにその先天的後天的な素質を研究し、それをもって行刑での受刑者の処遇の出発点とすることにある」⁵⁵とし、ベルリンを始め、プレスラウ、ミュンスター、ケルン、フランクフルト、ゴルノウ、ラインバッハ、ハレの監獄、そしてヴィットリッヒの青少年刑務所に犯罪生物学研究所が設立され、研究成果に関する中心的な収集所はベルリンのモアビート未決監獄に創設された。

通達によれば、段階行刑は「入口施設」「奨励者施設」「出口施設」の三段階に分けられる。受刑者は入口施設への入所の際にまず、前科の度合いによって分類された。「入口施設A」には「重大な前科のない」受刑者、「入口施設B」には「重大な科のある」受刑者がそれぞれ入所し、そこでの最低入所期間はそれぞれ9ヵ月間と定められた。



入り口施設A：懲治監：未成年および重大な前科をもたない成人／監獄：前科をもたないか、重大な前科をもたない成人（最低刑期9ヵ月）

入り口施設B：懲治監：重大な前科をもつ成人／監獄：同様（最低刑期9ヵ月）

短期の受刑者のための特別施設：a) 1ヵ月以下の刑を服役しなければならない未成年／b) 9ヵ月以上服役することのない成人

〔出所〕 *Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7. Juni 1929, S.59-60* より作成。

入口施設では、いかなる緩和措置も許可されなかった。受刑者は、「勤勉」で「良き服役態度」で「教育的な影響に開かれているという確信」を得ることができ、さらに6ヵ月の服役期間を過ごした後に、第二段階に昇格できた。昇格は、その受刑者と接触のあった職員全員からの聴取によって決定された。第二段階での処遇は、通達7条1項で「奨励者施設での処遇は、受刑者に対し、良き意志とその志操に信用を置き、この信用を彼に思い知らせるようにしなければならない」と記されているように、かなりの程度の自由が付与され、「自らの意志による規律」によって行動を律することが求められた。さらに、第三段階への昇格について、通達は、社会復帰の観点から受刑者が「自分の意志を制御すること」を求め、「釈放の際に社会的に良き態度が保証されるということ、さらに信用する資格が与えられねばならない」（第9条1項）ことを定めている。第三段階にまで至ると、施設の運営への参加や所内規則作成の際の助言や修正の権利など、受刑者の「自治」が認められた⁵⁶。

このように1929年の通達は、1925年の段階行刑と比べてより教育行刑の観点にたち、体系的な行刑を構築するものであったが、しかし、その最大の特徴は、「特別施設」を導入したことにあった。特別施設は、「重度精神異常状態受刑者特別施設 Sonderanstalt für Gefangenen abnormaler geistiger Beschaffenheit von schweren Grades」、「極度教育困難者特別施設 Sonderanstalt für Schwersterziehbare」、「短期刑受刑者特別施設 Sonderanstalt für Kurzfristige」、「青少年監獄 Jugendgefängnis」に分けられた。犯罪生物学鑑定の評価によって、受刑者は「重度精神異常状態受刑者特別施設」と「極度教育困難者特別施設」とに分類されるとされた⁵⁷。以下では、「極度教育困難者特別施設」を見ていくことにしよう⁵⁸。

通達が規定する「極度教育困難者」は、入所時に受け入れ部局において判断された。その条件として、次の五つの条件を満たしていることとされた⁵⁹。

1. 受刑者は、刑の執行の開始の際に25歳に達していること
2. 受刑者は3ヵ月以上軽懲役に服していなければならないこと
3. 受刑者は少なくとも三度、監獄あるいは懲治監にちょうど1年の期間処罰されていなければならないこと
4. 前歴、とりわけ犯行、以前の犯罪の際、そして服役中の振舞いから、受刑者には改善の能力と意志が欠けているということが明らかでなければならないこと
5. 教育能力の欠如が、鑑定という事実を支えられた受刑者の人格研究を基盤にして、また、とりわけ医師によって正当なものとされた鑑定によっても、証明されねばならないこと

1、2、3点は形式的な条件であったが、4点目に関しては、受刑者自身が申告したアンケートによって判断された。アンケート項目として、「家族の前歴、被験者の前歴、自身の身体に対する態度表明、被験者の精神的態度、気質、退化しつつある性質、社会的態度、知能、体質の程度、体格の診断」等、18項目にわたって詳細に調査することが定められた⁶⁰。こうした過程を経て、所長、教員、教誨師、警察査察官、そして医師が参加する「受け入れ委員会」からの評価を勘案しつつ、精神医学の訓練を受けた医師が受刑者と面談を行って、犯罪生物学鑑定を作成した⁶¹。

(2)「極度教育困難者」

先に見たように、受刑者の「教育可能性」を評価する犯罪生物学には正当性がないという批判がなされていた。バイエルン州犯罪生物学機関と違って、プロイセン州の犯罪生物学鑑定の史料からは、「極度教育困難者」の認定をめぐる生じた矛盾を確認することができる。以下では、収集所が設けられたベルリン・モアビート未決監獄の犯罪生物学鑑定の史料を用いて、「極度教育困難者」の評価の際に現われた問題性を詳しく見ていきたい。モアビート監獄では、1930年から1933年までのあいだに、全661件の犯罪生物学鑑定が行なわれた。以下では、その中でとりわけ鑑定の矛盾が表われていると思われる三名の史料を比較しながら論じる。

期 間	鑑定番号	極度教育 困難者	重度精神異常 状態受刑者	短期刑 受刑者	通常の行刑/ 教育可能	その他	計
1930.5.1-12.29	1-90	67	1	2	16	6	92 **
1931.1.1-3.23	91-156	52	4	0	3	7	66
1931.4.8-6.23	157-206	42	5	0	2	1	50
1931.7.1-9.20	207-260	23	3	0	2	26	54
1931.9.30-11.30	261-319	55	0	0	1	4	59
1931.12.2-1932.2.12	320-368	38	2	0	0	9	49
1932.2.15-4.20	369-428	48	0	0	0	12	60
— *	429-487	—	—	—	—	—	59
1932.7.4-8.19	488-534	36	0	0	0	11	47
— *	535-600	—	—	—	—	—	66
1932.10.29-12.30	601-661	47	0	0	0	15	62

※史料の欠損のため不明。

※※ある一つの鑑定書にのみ、三人の鑑定が記載されているため、鑑定番号の数(90)より二人多い。

〔出所〕 Landesarchiv Berlin(以下、LAB), A Rep.380 Kriminalbiologische Untersuchungsstelle Moabit, Nr.95, Nr.97, Nr.114, Nr.118, Nr.121, Nr.125, Nr.126, Nr.127, Nr.128, Nr.130, Nr.140, Nr.148, Nr.150より作成。

受刑者ヨーゼフ・Sは、モアビート未決監獄の受け入れ部局滞在中に犯罪生物学鑑定を受けた。職業は看護師と申告しており、現在32歳で、未婚。彼は重窃盗の罪で1年6ヶ月の軽懲役刑に服していた⁶²。史料では、前科、受け入れ委員会の評価、生い立ち、職歴、身体の状態、精神状態、知性について述べられた後、最終的に「極度教育困難者」の認定が下された。受け入れ委員会は、「受け入れ委員会の委員のうち、管理監督者は彼を極度教育困難と思ひ、カトリックの教誨師は教育可能性がないと見ており、他方で教員長は医師の検査の後精神病質者特別部局への移送を適当だと考えている」と評価した。医師の判断は、「犯罪生物学的には、(ヨーゼフ・S)抑制のない常習犯ということができ、(…)彼はあいかわらず外的な状況(…)ならびに抑制のなさによって累犯者となる虞れがある。(…)段階行刑によって人間的な社会に組み入れる可能性がほとんどないので、極度教育困難者特別施設で試みるしか後は残っていない」というものであった。

次に、受刑者ハンス・Sのケース⁶³。ハンス・Sは「現在30歳で、職業は、以前調教師、最後には土木作業員、使用人、御者として働いており、未婚でその子がいる」という。前科、経歴、以前の判決理由、ベルリン受刑者扶助会からの報告、受け入れ委員会の判断、家族の経歴、身体的状態、精神的状態について述べられた後、「極度教育困難者」との認定を受けた。

以前の事前鑑定では、「(…) 先天的な精神薄弱と重度精神病質者と確認された(…)。(…)彼は退化したヒステリックな気質をもっており、激昂と頻繁な食事の拒絶のため、秩序ある刑務所に収容することができない」として、「重度精神病質者」と認定されていた。しかし、今回の鑑定では、「(ハンス・Sは)犯罪生物学的には、常習犯・押し込み強盗のタイプであり、一部には劣悪な遺伝素質、一部には教育の不足によって、道徳的に低劣な状態にある人間となった。そこでは、おそらくある程度の精神薄弱が、本質的な役割を担っている。(…)改善可能性はほとんど考えられない。(ハンス・Sにおいて)なお教育の試みを行なう唯一の可能性は、彼を極度教育困難者特別施設に移送することである」とされたのであった。

最後に、受刑者アウグスト・Mの犯罪生物学鑑定について⁶⁴。鑑定では、以前の医師の言葉を引いて、「(アウグスト・Mは)遺伝的に強烈に負荷を受けた家族の出自である。(…)知的障害のほかに、明らかな精神薄弱が目を引く」と述べ、「遺伝的負荷」や「精神薄弱」が認められるために、「重度精神異常状態受刑者」へと分類が勧められることになった。

さて、この三つの史料から次の二つの点を読み取ることができる。第一に、医師の役割の大きさである。ヨーゼフ・Sのケースでは、受け入れ委員会の評価が「極度教育困難(管理監督者)や「教育可能性がない(カトリック教誨師)や、「精神病質者」(教員長)と分かれているにもかかわらず、最終的に医師が「極度教育困難者」と認定し、それが結論として採用されている。レヴィンスキ(W. Lewinski)が「学問的な理由から、医師だけが何の束縛もなく、犯罪生物学鑑定の作成を行なわねばならない」と述べたように⁶⁵、医師の判断に極めて大きな比重が置かれ、最終的な決定は医師に任ねられていたのである。それに関連して、第二に、医師の判断の根拠が明示的ではなく、分類認定が曖昧に行なわれている点である。ハンス・Sのケースでは、前回入所時の鑑定では「ある程度の精神薄弱」や「ヒステリックな気質」という要因によって「重度精神病質者」と判断されているが、今回は、前回と同じように「遺伝素質」や「精神薄弱」が認められたにもかかわらず、最終的に「極度教育困難者」として認定された。ここでは、前回と今回で同じような鑑定結果にもかかわらず、違った分類がなされている。また、アウグスト・Mのケースと比較した場合、ハンス・Sは、「ある程度の精神薄弱」が認められるにもかかわらず「極度教育困難者」として分類することが決められ、他方で、アウグスト・Mも、ハンス・Sと同じように、遺伝的要因が強調され、「精神薄弱」も認定されていたにもかかわらず、「重度精神異常状態受刑者」への分類が勧められた。この二つのケースにおいて同じような要因で結論が分かれている。こうした基準の不明確さは、行刑実務家にとって「かなり疑わしく見える実用可能性」⁶⁶とすでに指摘されていたとおり、犯罪生物学の学問としての未発達さに由来するものだと考えられる。興味深いことに、バイエルン州犯罪生物学の

指導者フィアンシュタイン自身も1930年に、「犯罪者の「社会的予後」の決定は「本質的に直感的な」判断に依存しており、また、科学的分析や説明は、間違いなく、多くのケースでなお欠如している」ことを認めていた⁶⁷。彼の率直な見解は、当時の犯罪生物学の問題性を簡潔に表現している。

このように、プロイセン州犯罪生物学の史料の分析から見えてきたことは、第一に、「教育可能性」の確定は多くの場合決定権のある医師の判断が大きなウェイトを占め、またそれは医師の主観的立場に大きく左右される可能性があったということ、第二に、犯罪生物学は当時でも未発達な学問に過ぎないと考えられており、「教育可能性」の判断は不明確な基準によってしか行なわれえなかった、という点であった。

おわりに代えて

これまでに述べてきたことを要約しよう。第一に、ロンブローゾの「生来性犯罪者」は、ドイツの刑法学内におけるパラダイム変化と精神科医らによるロンブローゾ理論の批判的解釈を通して、ドイツに受容されていった。第二に、ロンブローゾの流れを汲む犯罪生物学は、ヴァイマル共和国において飛躍的に発展した。とりわけ、それをいち早く導入したバイエルン州では、遺伝・素質の特性にそって受刑者を「教育可能者」と「教育不可能者」を区分し、確定する「学」としてその地位を確立した。第三に、しかしながら、「教育可能性」に関しては多様な議論が存在していた。「教育可能性」は多様な要因を考慮してのみ測定可能であり、遺伝的要因への一方的な還元に対しては環境要因も同様に重要であることが強調された。バイエルン州犯罪生物学に対しても、方法論やデータの正確性の観点から鑑定の正当性への疑問が呈された。こうした事情から、プロイセン州では「極度教育困難者」というカテゴリーを導入した。第四に、プロイセン州犯罪生物学鑑定における「極度教育困難者」の確定においては、犯罪生物学そのものが抱えていたさまざまな矛盾に直面することになった。実際の行刑処遇の史料の分析でみたように、「極度教育困難者」は一義的に確定されるものではなく医師の判断によって決定されるものであり、また「教育可能性」を確定するとされた犯罪生物学は当時において未発達な学問に過ぎなかった。

このように、「極度教育困難者」という概念やその認定の際の矛盾は、ヴァイマル末期の「「価値の低い者」を犠牲にした「価値ある者」の選別というパラダイム」が支配的であったという見方に対して、一定の修正を迫るものである。確かにこのパラダイムはヴァイマル末期には優勢であったといえるが、そのなかにはさまざまな矛盾が内包されており、「極度教育困難者」という概念はその矛盾の中で生み出された言説の一つであった。ポイカートのテーゼに即していうならば、確かに「教育可能者への配慮」と「教育不可能者の排除」は近代行刑制度の裏表をなしており、ヴァイマル末期に後者の傾向が強まっていくこととなるが、あらゆる言説が「「浄化」の言説」へと収斂したわけではなく、むしろそこでは批判が噴出し、答えを求めてさまざまな別様の言説が生み出されていった⁶⁸。その意味では、ヴァイマル期犯罪生物学は、ナチ期犯罪生物学の単なる「和らげられた形態」⁶⁹として単線的に理解できるものではな

かった。

ナチスが政権を掌握して4年後の1937年に、帝国司法省は全国統一の犯罪生物学機関を設立する通達を出し⁷⁰、ドイツ全土に犯罪生物学研究の採用が決定されるに至る。ナチ期において犯罪生物学研究は「民族の人種的刷新」のために実行されると公けに謳われることとなるが⁷¹、ヴァイマル期とナチ期における犯罪生物学の少なからざる相同性と差異についてはさらなる考察の必要があり、別の機会に譲りたい。

※本稿は、第57回日本西洋史学会（2007年6月16、17日、於：新潟大学）での自由論題報告に大幅な加筆・修正を施したものであり、また、日本学術振興会平成19年度科学研究補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

- 1 D. Peukert, *Grenzen der Sozialdisziplinierung. Aufstieg und Krise der deutschen Jugendfürsorge von 1872 bis 1932*, Köln 1986, S.240ff. また、「教育の限界」をめぐるヴァイマル期の言説とナチ期の言説との関係については、田村栄子「『教育の限界』論争とナチ教員同盟の思想—フォルク概念の転換—」、『ナチ・ドイツの政治思想』、宮田光雄／柳父園近編、創文社、2002年、141–78頁参照。
- 2 「犯罪の医療化 *Medikalisierung der Kriminalität*」とは、従来は医療的領域の外にあるとされた犯罪が医療的現象として解釈され、それに対し、自然科学的な説明に基づいた医療的対処や医療的実践を行なう傾向を指している。Vgl. L. Raphael, „Die Verwissenschaftlichung der Sozialen als methodische und konzeptionelle Herausforderung für eine Sozialgeschichte des 20. Jahrhunderts“, *Geschichte und Gesellschaft* 22 (1996), S.165–93. および、佐藤哲彦「医療化と医療化論」『医療社会学を学ぶ人のために』、進藤雄三／黒田浩一郎編著、世界思想社、1999年、122、3頁。
- 3 犯罪生物学は「犯罪者の人格と個人の体験としての犯罪に関する論理的に秩序づけられた（体系的な）学問である」と定義され、その特徴は犯罪原因を遺伝的にせよ心理的にせよ個人の特性に還元する点にあるとされる。Vgl. A. Lentz, *Grundriss der Kriminalbiologie. Werden und Wesen der Persönlichkeit des Täters nach Untersuchungen an Sträflingen*, Wien 1927, S.20. [『犯罪生物学原論 受刑者の審査による犯罪者の人格の発達と本性』、吉益脩夫訳、岩波書店、1938年]
- 4 O. Liang, *Criminal-biological theory, discourse, and practice in Germany, 1918–1945*, Diss. Baltimore 1999; idem, “The Biology of Morality. Criminal Biology in Bavaria, 1924–1933”, in: P. Becker / R. F. Wetzell (ed.), *Criminals and its Scientists. The History of International Perspective*, Cambridge university Press 2006, pp.425–446. ; J. Simon, „Kriminalbiologie - Ein Ansatz zur Erfassung von Kriminalität“, in: Justizministerium des Landes NRW (Hg.), *Kriminalbiologie*, Düsseldorf 1998; Ders., *Kriminalbiologie und Zwangssterilisation. Eugenischer Rassismus 1920–1945*, München / Berlin 2001.
- 5 Simon, *a.a.O.*, S.17.
- 6 Vgl. D. Peukert, *a.a.O.*, S.248ff. u. 307f.
- 7 近年の日本の研究では、ヴァイマル期とナチ期の連続と断絶に関するポイカートのテーゼをめぐって活発な議論がなされている。それについては以下参照。川越修『社会国家の生成 20世紀社会とナチズム』、岩波書店、2004年；田村栄子「『ナチズムと近代化』再考—最近の日本におけるナチズム研究について」、『歴史評論』No.645、2004年1月、22–38頁；小野清美、川越修「ナチズムと近代—田村栄子氏の『批判』に答える」、『歴史評論』No.652、2004年8月、76、77–88頁；白川耕一「第二次世界大戦期ナチス・ドイツにおける自治体福祉部署の『反社会的分子』対策—デュースブルクの事例を中心に—」、『東京都立大学人文学部人文学報』第357号、2005年3月、53–82頁；田村栄子／星乃治彦編著『ヴァイマル共和国の光芒 ナチズムと近代の相克』、昭和堂、2007年。ポイカートの議論を「連続テーゼ」とまとめることができるかどうかについては慎重な判断が必要であると考えるが、そのような読みを可能にするような書き方をしていることも事実である。デートレーフ・ポイカート『ウェーバー 近代への診断』、雀部幸隆／小野清美訳、名古屋大学出版会、1994年、129頁ほか参照。いずれにせよ、多面的な顔をもつ歴史家だけに、その仕事をあらためて精査する必要があるだろう。

- 8 田村前掲論文、154頁以下。
- 9 ロンブローゾは1835年に北イタリアのユダヤ人家庭に生まれ、パドバ大学、ウィーン大学、バヴイア大学で医学を学んだ後、軍医としてイタリア統一戦争に参加した。1863年から1872年までの間にバヴイア、ベザロ、レッジョ・エミリアの精神病院の院長を歴任し、1876年にトリノ大学の法医学・公衆衛生講座の職に就任後、トリノ監獄で囚人の研究を開始した。Cf. M. S. Gibson, “Cesare Lombroso and Italian Criminology. Theory and Politics.”, in: Becker / Wetzell, *op.cit.*, pp.138–9、中谷陽二「6. Lombroso, Cesare (1835～1909) 身体と表徴」『続・精神医学を築いた人びと 上巻』、松下正明編著、株式会社ワールドプランニング、1994年、85–98頁、および、ピエール・ダルモン、『医者と殺人者：ロンブローゾと生来性犯罪者伝説』、鈴木秀治訳、新評論、1992年参照。
- 10 論述にあたってはドイツ語の翻訳を参照した。C. Lombroso, *Der Verbrecher in anthropologischer, ärztlicher und juristischer Beziehung*, Hamburg 1887.
- 11 モレルは、「変質 dégenérescences」は神によって創造された人間（「正常型」）からの病的な偏位＝変異であり、その身体にはさまざまな解剖学上・生理学上の「変質兆候 stigmata」が見受けられる。そして「変質」は世を超えて遺伝するために最終的にはその種は滅亡する、とした。大東祥考「1. Morel, Benedict-Augustin (1809–1873)」、松下前掲書、1–16頁参照。
- 12 瀬川晃『犯罪学』、成文堂、1998年、37–64頁。
- 13 プリチャードは、知性に影響を与える狂気と感情や意志に影響を与える狂気を区別し、後者を「道徳的精神異常 moral insanity」と呼んだ。プリチャードによれば、「道徳的精神異常」の人間は、「彼に提示されたいかなる主題も話したり議論したりすることができない—このため彼はしばしば非常にそつなく口達者に振舞おうとする—が、日常のしぐさにおいて上品に礼儀正しく振舞うことができる」。そして、そうした状態では人は必ずしも犯罪を行なうわけではないが、行なう可能性がある、とした。Cf. J. C. Prichard, *A Treatise on Insanity and Other Disorder Affecting the Mind*, London 1835, p.4.
- 14 R. F. Wetzell, *Inventing the Criminal. A history of German Criminology, 1880–1945*, The University of North Carolina Press 2001, pp.30–1.
- 15 Ch. Müller, *Verbrechensbekämpfung im Anstaltsstaat. Psychiatrie, Kriminologie und Strafrechtsreform in Deutschland 1871–1933*, Göttingen 2004, S.304.
- 16 *Ebenda*, S.305.
- 17 古典学派の主張を、「自由意志—行為主義—道義的責任論—応報刑—一般予防」とまとめることができるのに対し、近代学派の主張は、「決定論—行為者主義—社会的責任論—改善刑（教育刑）—特別予防」とパラフレーズすることができる。まず、古典学派の「自由意志をもった理性的人間」という人間観に対して、近代学派は人間は自由意志をもって行動するのではなく生来の素質や外的環境によって決定される存在という理解を対置する。次に、古典学派は、犯罪は自分の意志によって引き起こした社会的に有害な行為であり、それに対し責任を負っている（行為主義）とするのに対し、近代学派によれば、犯罪は生来の素質や外的環境によって形成された犯罪者の危険な性格の現われであって、「行為そのものの有害性」よりも、犯罪の危険性をもった犯罪者自身の犯罪的性格の除去によって可能となつた（行為者主義）。さらに、古典学派は、社会の道徳を反映した刑法に対する違反行為は反道徳的であり、刑罰はその責任を負わせるものである（道義的責任論）としたのに対し、近代学派は犯罪者は犯罪的性格改善のためにとられる国家の処遇を受け入れるべき義務を負う（社会的責任論）と主張した。また、古典学派は「罪と刑罰の等価交換」を原則とするのに対して、近代学派は刑罰は危険な行為者を改善し社会復帰させることが主要目的であるとする。最後に、刑罰の予防効果について、古典学派の、不快を刑罰として準備することで犯罪を忌避させようとする（「心理強制」）一般予防に対し、近代学派は、犯罪者に応じて個別に形成された刑罰によって犯罪者自身を封じ込め、再犯を防止すべきであるという特殊予防を主張した。中村勉『刑法の基本思想』、北樹出版、2003年、250頁以下参照。
- 18 後に「マルブルク・プログラム」と呼ばれ、リストの刑法観・刑罰観を最もよく示したものとして知られている。Vgl. F. v. Liszt, „Der Zweckgedanke im Strafrecht“, in: Ders., *Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge*, Bd.1, Berlin 1905, S.126–79. [西村克彦訳「刑法における目的思想」『近代刑法の遺産（下）—ヘップ、フランツ・フォン・リスト、ユーイング—』、信山社、1998年、185–244頁]

- 19 Ebenda., S.166. 犯罪者のタイプにしたがって、その人格・性格に適合した刑罰を個別に形成していくことを、「刑罰の個別化 Individualisierung der Strafe」という。「刑罰の個別化」は、ドイツではヴァイマル期に「段階行刑制度」(後述)として結実することになる。近代学派は、犯罪原因の「科学的説明」による刑事政策・刑罰制度を主張し、「実証主義」的装いをもったロンブローゾの犯罪人類学に関心をもった。
- 20 Ebenda., S.163–73.
- 21 重田園江『フーコーの穴 統計学と統治の現在』、木鐸社、2003年、144頁。
- 22 同、169頁。
- 23 リスト自身は「生来性犯罪者」の存在を否定しており、また、別のところでは「社会的要因が、個人的要因よりもはるかにそれ自身で大きな意味を主張することができる」と述べ、環境要因の優越を強調している。Vgl. Liszt, *Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge*, Bd.2, S.235.
- 24 Cf. M.Gadebusch Bondio, “From “Atavistic” to the “Inferior” Criminal Type: The Impact of the Lombrosian Theory of the Born Criminal on German Psychiatry”, in: Pecker / Wetzell, *op.cit.*, pp183–206.
- 25 E. Kraepelin, *Die Abschaffung des Strafmaßes. Ein Vorschlag zur Reform der heutigen Strafrechtspflege*, Stuttgart 1905.
- 26 「精神劣等者 geistig Minderwertige」は19世紀末に精神科医コッホ(J. Koch)の「精神病質的劣等性 psychopathische Minderwertigkeit」に由来する概念で、「生まれつきの、それ自体変化することのない精神的欠陥」を意味する。Vgl. F. Leppmann, „Geisteskranke und geistig Minderwertige“, in: E. Bumke (Hg.), *Deutsches Gefängniswesen. Ein Handbuch*, Berlin 1928, S.233.
- 27 Vgl. Kraepelin, „Lombrosos Uomo delinquente“, *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* Jg.5 (1885), S669–80.
- 28 G. Aschaffenburg, *Das Verbrechen und seine Bekämpfung. Kriminalpsychologie für Mediziner, Juristen und Soziologen. Ein Beitrag zur Reform der Strafgesetzgebung*, Heidelberg 1903.
- 29 Ebenda., S.100.
- 30 Wetzell, “Criminology in Weimar and Nazi Germany”, in: Becker / Wetzell, *op.cit.*, p.419.
- 31 Ibid., p.419.
- 32 Müller, *a.a.O.*, S.304.
- 33 Ch. Schenke, *Bestrebung zur einheitlichen Regelung des Strafvollzugs in Deutschland von 1870 bis 1923. Mit einem Ausblick auf die Strafvollzugsgesetzesentwürfe von 1927*, Frankfurt a.M. 2001, S.99.
- 34 Bumke, *a.a.O.*, S.515.
- 35 Ebenda., S.522.
- 36 H. Schattke, *Die Geschichte der Progression im Strafvollzug und der damit zusammenhängende Vollzugsziele in Deutschland*, Frankfurt a.M. / Bern / Las Vegas 1979, S.156f.
- 37 Simon, *a.a.O.*, S.97ff.
- 38 Ministerialentschließung vom 3.November.1921 Nr.32222, in: Bayerisches Staatsministerium der Justiz, *Der Strafvollzug und die kriminalbiologischen Untersuchung der Gefangenen in den bayerischen Strafvollzug*, Bd.1, S.12f.
- 39 W. Hofmann, *Der Strafvollzug in Stufen in Deutschland in Geschichte und Gegenwart*, Würzburg 1936, S.30.
- 40 Ministerialentschließung vom 3.November 1921 Nr.32222, in: Bayerisches Staatsministerium der Justiz, *a.a.O.*, S.14.
- 41 Ebenda., S.12f.
- 42 Ministerialentschließung vom 1.Oktob.1926. Nr.46771, in: Bayerisches Staatsministerium der Justiz, *Der Strafvollzug und die kriminalbiologischen Untersuchung der Gefangenen in den bayerischen Strafvollzug*, Bd.2, S.14.; Ministerialentschließung vom 14.Dezember1927 Nr.54661, in: Ebenda., S.26.
- 43 Simon, *a.a.O.*, S.106. 28年と30年とでは「教育可能者」と「教育不可能者」の割合が逆転し、「教育不可能者」の分類件数が増えていることに注意したい。

- 44 「社会的予後 soziale Prognose」は元来医療用語で、治療後の病状経過の医学的予測を意味するが、ここでは受刑者の釈放後の経過の犯罪生物学的基準による予測といった意味で用いられている。
- 45 Th. Viernstein, „Entwicklung und Aufbau eines kriminalbiologischen Dienstes in bayerischen Strafvollzug“, in: Bayerisches Staatsministerium der Justiz, *a.a.O.*, Bd.1, S.86ff.; Müller, *a.a.O.*, S.245f.
- 46 Vgl. Simon, *a.a.O.*, S.110.
- 47 W. Villinger, „Die Grenzen der Erziehbarkeit im Strafvollzug“, in: L. Frede / M. Grünhut (Hg.), *Reform des Strafvollzuges*, Berlin/Leipzig 1926, S.137–63.
- 48 H. Luxenburger, „Anlage und Umwelt beim Verbrecher“, *Allgemeine Zeitschrift für Psychiatrie und psychisch-gerichtliche Medizin*92 (1930), S.436ff.
- 49 Aschaffenburg, „Kriminalanthropologie und Kriminalbiologie“, in: A. Elster / H. Leingemann (Hg.), *Handwörterbuch der Kriminologie und der anderen strafrechtlichen Hilfswissenschaften*, Bd.1, Berlin/Leipzig 1933, S.828.
- 50 C. Bondy, „Zur Frage der Erziehbarkeit“, *Zeitschrift für die gesamten Strafrechtswissenschaft* 48 (1927), S.329–34.
- 51 R. Sieverts, „Gedanken über Methoden, Ergebnisse und kriminalpolitische Folgen der kriminalbiologischen Untersuchungen im bayerischen Strafvollzug“, *Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform*23 (1932), S.588–601.
- 52 R. Huëveldop, *Der Arzt im Strafvollzug in Stufen*, Münster 1933, S.18.
- 53 プロイセン州では、1925年の段階行刑令ではじめて段階行刑が導入されたが、次のような批判に晒されていた。「(1925年の段階行刑について)プロイセンの制度の主要な欠点は、(…)その体系の欠如である。それは、すべての部分において妥協が示されており、応報と威嚇、意識的な害悪の付加といった旧来の思想と教育思想が一つのかさのもとへと齎されている、あまり上手くいかない試みなのである」。Vgl. W. Gentz, „Ein Jahr progressiver Strafvollzug in Preußen“, *Zeitschrift für die gesamte Strafwissenschaft* 47(1927), S. 375–96.
- 54 通達では、段階行刑の目的を次のように定めている。「段階行刑の目的は、受刑者を法に則った、秩序ある生活へ向けて教育することである。受刑者に対し国家と社会に対する考え方において、釈放の日を超えても方針を与えるように影響を与えるためには、受刑者の意志を(…)外面的な利益へと向けさせるだけでなく、(…)彼を労働そのものへと導くことが必要不可欠である」。Vgl. *Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7.Juni 1929*, S.1.
- 55 Untersuchungshaftgefängnis Berlin-Moabit, Berlin 1931, S.61.
- 56 K. A. Kingel, *Der Strafvollzug in Stufen nach seiner geschichtlichen Entwicklung in seiner heutigen Gestalt in Preußen*, Marburg 1937, S.68–72.
- 57 W. Lewinski, *Klassifikation der Rechtsverbrecher nach der Preussischen Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7.Juni 1929*, Dresden 1932, S.22ff.
- 58 その他の施設、とりわけ「重度精神異常状態受刑者特別施設」に関しては、「精神病者」への犯罪の帰責性の問題とも密接に関係しており、これは19世紀に出現した「責任無能力Unzurechnungsfähigkeit」(帝国刑法典第51条)という概念との連関で論じられなければならない。これについては別稿で詳しく論じたい。
- 59 Huëveldop, *a.a.O.*, S.18f; LAB, A Rep.380–154 Kriminalbiologische Untersuchungsstelle.
- 60 Dr. Weddige, Die kriminalbiologischen Untersuchungen an preußischen Gefangenenanstalten, *Zeitschrift für die gesamte kriminalistische Wissenschaft und Praxis* 10(1930), S.222.
- 61 Huëveldop, *a.a.O.*, S.19.
- 62 LAB, A Rep.380–97 Kriminalbiologische Untersuchungs- und Sammelstellen Nr.1, fol.70.
- 63 LAB, A Rep.380–97 Kriminalbiologische Untersuchungs- und Sammelstellen Nr.1, fol.76.
- 64 LAB, A Rep.380–95 Kriminalbiologische Untersuchungs- und Sammelstellen Nr.2, fol.192.
- 65 Lewinski, *a.a.O.*, S.48.
- 66 W. Rittenbruch, Die Erforschung der Persönlichkeit des Gefangenen, *Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform* 22(1931), S.33.

- 67 Viernstein, „Kriminalbiologische Untersuchung der Gefangenen in Bayern“, *Mitteilungen der Kriminalbiologischen Gesellschaft* 3(1930), S.32.
- 68 田村前掲論文、5頁。
- 69 Simon, *a.a.O.*, S.314.
- 70 Einrichtung eines Kriminalbiologischen Dienstes im Bereich der Reichsjustizverwaltung. Allgemeine Verfügung des Reichsjustizministeriums vom 30.11.1937, *Deutsche Justiz* (1937), S.1872–1874.
- 71 Simon, *a.a.O.*, S.182.

Zwischen „Erziehbare“ und „Unerziehbare“ – Problematik der Kriminalbiologie und „Erziehbarkeit“ in der Weimarer Republik (1919–1933)

Kiminori SATO

Der vorliegende Aufsatz macht es sich zur Aufgabe, die Problematik der Kriminalbiologie zu untersuchen, und konzentriert sich dabei auf das Problem der „Erziehbarkeit“, über das in der Zeit der Weimarer Republik heftig diskutiert wurde. Konkret möchte ich anhand der Analyse der weder zu den „Erziehbaren“ noch zu den „Unerziehbaren“ gehörenden Kategorie der „Schwersterziehbaren“, die im Jahr 1929 in die kriminalbiologische Forschung in Preußen eingeführt worden war, die inhärenten Schwierigkeiten der Kriminalbiologie beleuchten.

In der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts wurde der „geborene Verbrecher“ von Cesare Lombroso, der behauptete, dass die Ursache von Verbrechen eindeutig auf die biologischen Merkmale der „atavistischen“ Menschen zurückzuführen sei, in der deutschen Kriminologie aus den folgenden zwei Gründen allmählich akzeptiert. Zum einen bereitete das Auftreten der „modernen Schule“ innerhalb der deutschen Strafrechtswissenschaft, die der bekannte Kriminologe Franz von Liszt vertrat, und nach der nicht die „Tat“ zu bestrafen sei, sondern der „Täter“ verbessert und erzogen werden sollte, den Boden zur Akzeptanz der Ideen Lombrosos. Zweitens war der „geborene Verbrecher“ durch Emil Kraepelin, der die Theorie von Lombroso in die psychiatrische Terminologie übersetzt hatte, und Gustav Aschaffenburg, der die Verbrechensursache als ein Produkt der Wechselwirkung von Anlage und Umwelt bezeichnet hatte, reinterpretiert und in eine für die deutsche Kriminologie akzeptable Form gebracht worden. Aber diese Forschung fand ihren Einzug in das Vollzugswesen nicht vor dem Beginn der Weimarer Zeit.

Die Weimarer Republik ist die Zeit, in der die „Erziehungsstrafe“ im Gefängniswesen institutionalisiert wurde. Nach dem ersten Weltkrieg hatte sich mit der Verschlechterung der Unterbringungssituation in den Gefängnissen, hervorgerufen durch die rasche Zunahme der Gefangenzahlen und der Ausbreitung der „modernen Schule“ eine Tendenz hin zu Vollzugsreformen verstärkt. Die „Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen“ vom 7. Juni 1923 formulierten das Resozialisierungsprinzip und führten das Stufenvollzugssystem ein, nach dem die Gefangenen stufenweise an ein „geordnetes Leben in Freiheit“ gewöhnt werden sollten. Gleichfalls entwickelte sich die Kriminalbiologie, die auf der Idee des „geborenen Verbrechers“ basierte und als Verbrechensursache körperliche Merkmale sowie Erbanlagen des Verbrechers mit in die Betrachtung einbezog, sprunghaft und wurde danach in vielen Ländern eingeführt.

Die kriminalbiologische Forschung hatte schon im Jahr 1923 in Bayern unter der Leitung von Gefängnisarzt Theodor Vierstein begonnen. Bei diesen kriminalbiologischen Untersuchungen in Bayern ging es unter anderem um die Klassifizierung in „Erziehbare“ und „Unerziehbare“ mit Schwerpunkt auf den Erbanlagen der Gefangenen. Vom Standpunkt der

Kriminalbiologie aus betrachtet, wurden die Gefangenen gemäß ihren biologischen Merkmalen bzw. Erbanlagen entweder als „Erziehbare“ in die höheren Stufen befördert oder als „Unerziehbare“ in den niedrigeren Stufen isoliert.

Aber über die „Erziehbarkeit“ kam es in der zweiten Hälfte der zwanziger Jahre zu einer heftigen Kontroverse. Dabei wurde oft betont, dass es im Gegensatz zur Kriminalbiologie, die die erblichen Faktoren der Unerziehbaren für ausschlaggebend hielt, keine absolut Unerziehbaren gäbe und dass der Umweltfaktor so wichtig sei wie der Anlagefaktor. Auch die Kriminalbiologie in Bayern wurde dahin gehend kritisiert, dass die Legitimität der Forschung wegen zweifelhafter Methoden bzw. Daten fraglich sei. Unter diesen Umständen wurde die Kategorie „Schwersterziehbare“ in Preußen eingeführt.

Anhand der Analyse der Quellen von kriminalbiologischen Untersuchungen im Gefängnis Moabit kann man aufzeigen, dass in der Praxis die „Schwersterziehbaren“ bei der Klassifizierung der Gefangenen nicht eindeutig festgestellt werden konnten und dass die Einteilung vielmehr von der Entscheidung des Arztes abhing, wobei auch die Möglichkeit bestand, dass die Entscheidung von der Weltanschauung des Arztes beeinflusst wurde. Allerdings ging man davon aus, dass dieses Problem durch die fortschreitende Entwicklung der Kriminalbiologie in Zukunft gelöst und eine genaue Definition von „Erziehbarkeit“ bestimmt werden könne. Auf diese Weise dachte man, dass man nur aufgrund der erblichen Anlagen den Grad der „Erziehbarkeit“ der Gefangenen nicht messen könne.

Abschließend sollte man darauf hinweisen, dass die Schwierigkeiten bei der Begutachtung von „Schwersterziehbaren“ zeigten, dass es zu der Gefangene in „Erziehbare“ und „Unerziehbare“ klassifizierenden „Wissenschaft“ der Kriminalbiologie auch alternative, entgegengesetzte Meinungen gab. Deshalb kann man auch nicht einfach sagen, dass das Paradigma der „Auslese der Wertvollen auf Kosten der Minderwertigen“ in der letzten Phase der Weimarer Republik so beherrschend war, wie es die bisherige Forschung behauptet hat.